

「教職員多忙化解消アクションプランⅡ」に対する見解

2021年3月3日

福島県立高等学校教職員組合

2021年2月5日に福島県教育委員会（以下、県教委という）により決定された「教職員多忙化解消アクションプランⅡ」（以下、プランⅡという）に対する福島県立高等学校教職員組合の見解について、2018年4月27日に組合が提出した「「教職員多忙化解消アクションプラン」における県教委の姿勢に対する見解」（以下、「2018見解」という）の内容に重複する部分を示しながら、以下のように表明する。

【1】（「2018見解」【1】に同趣旨）私たち組合は、多忙問題を労働条件にかかわることとして、県教委と協力して、ともに多忙解消施策の策定に携わっていくことを要求してきた。しかしながら、これまでのどの機会にもプランⅡの内容案をまったく示さなかっただけでなく、プランⅡの法令上の根拠になる給特法第7条関係条例・規則等でさえも、組合への事前提案・協議なしに進めたことは遺憾である。現行アクションプラン（以下、現行プランという）策定にあたっては、2017年に組合からのヒアリングに90分の時間が設定され、その後の意見提出の機会もあったが、今回は2020年12月24日に4単組合同で協議要請を受けてようやくの設定であり、本年1月19日に4単組で45分という短時間の協議という対応のうえ、協議をふまえた意見提出にもとづく懇談や方向性を示した上での再協議の機会の設定もなく、約2週間後に一方的に決定・通知したことは、プランⅡの当事者たる教職員、その憲法上の代表組織である労働組合に対する誠実な対応を欠いたものと捉えている。労働者の代表である私たちは県教委とともに施策を作り上げ、多忙解消を進めることを通して、福島の教育をより良いものにしたいと考えている。

【2】（「2018見解」【2】の趣旨に追加）私たち組合は、プランⅡの策定にあたって、現場の意見を聞くことや現場に納得して進めてもらうことが必要と考えている。そのためには適切な準備期間が必要である。少なくとも、現行プランの総括とそれをふまえた連携団体との協議、組合との協議、現場からの意見聴取が必要である。私たち組合は、本年2月2日に提出した「組合交渉を経ない給特法7条関係教育委員会規則制定に対する抗議及び多忙解消施策に関する交渉について要求書」で示したように、プランⅡの内容だけでなく、給特法第7条関係条例・規則等の内容、その運用及びプランⅡとの関係、プランⅡの実施状況及び効果測定のための調査の手法、「在校等時間」という法的概念と勤怠管理システム及び管理職の責任における客観的な勤務時間の把握の関係など、はっきりさせなければ前に進めない内容が山積みの状態と捉えている。プランⅡに魂を入れて、本格的に取り組むことは、教職員の命と健康の保障とそれを条件に果たされる子どもたちへの充実した教育の実現に大きくかかわることである。現場から「勤務時間管理そのものが多忙要因の一つだ」という声を県教委は多く受けていると聞いたが、それは自らの取り組みの趣旨が理解されていないことのアラわれである。十分な総括と協議のプロセスを経ることでこそ、県教委と現場が一体となり、より効果の高い施策として進められるのではないかと考えている。

【3】（「2018見解」【5】の趣旨に追加）私たち組合は、多忙問題の大きな要因には加熱する部活動と進学指導があると考えている。加熱する進学指導とは連日7校時の教育課程や平日の正課の前後（朝夕）に設定される補習、週休日に展開する学校が計画しながら保護者主催となっている補習や模擬試験など子どもの自主・自立に基づかない教科指導等の在り方を指している。教職員が子どもを抱え込むのではなく、子どもの発達に即し、生徒の可能性を「引き出す」（educationの語源）ことを支援する立場であたる本来の教育への回帰を制度的に保障していくべきである。部活動に対してプランⅡで踏み込んだ取り組みを見せるものの、進学指導に向けて全く触れていないのは、片手落ちといわざるを得ない。プランⅡの「Ⅱ目的」で「よりよい労働環境の整備を進める」とあるが、週休日の実質的な教科指導の実態や連日7校時設定の学校の勤務時間外から部活動や会議が始まる実態に目をつぶる態度は全く許容できない。

【4】（「2018見解」【6】に同趣旨）私たち組合は、少子化やそれによる学校統廃合が進む中、子どもと教員の権利の観点から、学校が中心となって部活動を引き受けていく体制を変えていくことが望ましいと考えている。持続可能な青少年スポーツ・文化活動のあり方の見通しが示されなければ、部活動の教育的意義を保障していくこともできない。そもそも、スポーツ基本法には、スポーツの権利の保障の責務を地方公共団体に定めている。また、2020年9月には文部科学省がスケジュールを示して「地域部活動」の方向性を示している。情勢を正面から受け止めるべきである。プランⅡにある部活動の負担の軽減のための踏み込んだ取り組みについては評価しているが、スポーツ庁の策定したガイドラインに一定追いついているだけで、持続可能なスポーツ・文化活動の環境の保障や部活動に従事する教職員の抜本的な負担軽減に向けては、未来を見据えて検討するという志向性が見られない。速やかに検討を始めるべきである。

【5】（「2018見解」【7】の趣旨に追加）私たち組合は、職場の声や労働時間統計の分析から、少人数学級編成と教職員の定数増が最も抜本的な改善策と考えている。プランⅡなどの施策を含むには大きな予算も必要なことで困難な面があることは理解するが、少人数学級を導入することは、強硬に進めている高校統廃合を見直すことにもつながり、教職員の多忙解消と教育の機会均等、小規模校ならではの教育内容の充実をともに実現する道であることは疑い得ない。方向性だけでも示し、予算措置の実現に向けた方策について、県教委として検討すべきである。

【6】私たち組合は、多忙解消には現状の業務量を効率よくこなす工夫だけでは限界があり、業務そのものを減らすことが必要だと考えている。プランⅡの「Ⅱ目的」にあるとおり「よりよい労働環境の整備を進める」には、各校の工夫や一部の業務に対する人的配置措置だけでなく、県教委自身の施策調整やスクラップアンドビルドについての姿勢を付け加えることが必要である。現行プラン下では、「頑張る学校応援プラン」などにみられるように、次々に新しいことが期待され、最近ではコース制導入方針も発表された。学習指導要領の改訂による探究の推進や評価方法の変更など、GIGAスクール構想による急激なICT導入など、高校統廃合に関する事務や学級減による教員不足など、今後も日々の業務を行うには負荷の高い状況の発生が予想される。県教委が課ごと、施策ごとに調整不十分で新規事業を発信したり、何かを減らすことなく新しいことを始めたりすることを防ぐ仕組みが必要である。今回のプランⅡでは、「Ⅷおわりに」の節

が追加されたが、「教職員が児童生徒のことを第一に考え、業務に励むことは大切なことですが、そのことにより、自己研鑽に励む時間を持てなくなるばかりか、持ち帰り業務を含めた長時間勤務によりワーク・ライフ・バランスを崩して、健康を損なうことがあってはなりません。」との記載がある。教職員自らが仕事を増やしているような書きぶりは、県教委自身の施策が自己研鑽の時間を奪い、持ち帰り仕事に追い込んでいることに対する責任転嫁と無反省を示している。その中でも教職員は、教育の使命感と目の前の子どもへの直接責任から、ワーク・ライフ・バランスを犠牲にしながらも、自己研鑽に努めている。自己研鑽の条件を整える第一義的責任は服務監督権者である県教委にある。

【7】私たち組合は、FCSを活用した勤務実態調査について、本当に正しく実態を反映しているのか、疑義を持っている。そもそも、2017年に調査した値を基準として現行プランでは在校時間の縮減目標を掲げているが、この年度の特定の時期の教職員の勤務実態が、正確な実態を表しているとは限らない。2018年の結果では大きく在校時間が減少した結果に、現場では違和感が広がっていた。2019年の結果では、県教委自身が一部の学校種・職種の在校時間が増加したことに、「調査期間内の業務が年度によって異なることが考えられ」と総括している。これと同じことが、2017年と2018年の間に発生した可能性を否定する根拠もない。2020年の調査結果について、コロナ禍という状況の中では「通常の学校生活と異なっていることを考慮する必要がある」と分析している。今後も続けようとしている、この方法の妥当性について検討すべきである。1週間の調査をもって、超過在校時間月45時間、年360時間以内の検証はできず、在校時間以外の時間外労働となる持ち帰り時間の実態を、年間を通じて客観的に把握する仕組みなしに、多忙解消の進捗を検証できないものとする。また、この在校時間の客観的把握について、給特法第7条に基づく文部科学省の指針にある「在校等時間」と現行勤怠管理システムで把握しようとしている在校時間との関係は、プランⅡの中で示されていない。どのような概念によるどのような調査でもって、私たちの多忙解消の進捗をどのように客観的に証明するか明確に示すべきである。

【8】私たち組合は、給特法第7条にある文部科学省指針に基づき、在校時間の上限についての教育委員会規則ができたことは画期的・歴史的なことであると考えている。しかし、この規則とプランⅡの関係や規則の運用、服務監督教育委員会の責任について、明らかでない。規則を具体化する施策がプランⅡの位置づけであれば、プランⅡの中にそのことが含まれるべきである。労働基準法上の上限労働時間が1日8時間という原則のもと、在校時間が月45時間、年360時間を超えることが規則に反し、月45時間を超えるとしても極めて限定的な例でなければならないことを服務監督教育委員会はどのように把握し、どのように改善するのか示されていない。努力目標である現行プランとプランⅡが質的に異なることを制度にあらわすことが必要であり、プランⅡ内の「Ⅰはじめに」「Ⅱ目的」に意気込みとして示すことだけでは、法の順守の目標達成には不十分である。

以上が、私たちの大まかな見解である。以後の議論は、県民や当事者である教職員、その代表である組合に向けて透明性をもって行ってほしい。そして、次年度に向け、よりよいプランになるよう私たちは努力したいと考えている。